

## 事業&活動報告

### ■「千葉市を元気にするフォーラム」開催報告

2月15日(土)に「歴史と地図を重ねてみよう！～新たな発見があるゾ～」と題して開催されました。

参加者の皆さんは、千葉市立郷土博物館の若菜三郎さんによる「千葉の町の歴史」(千葉という地名の由来と千葉市の移り変わり)、長沼郷土歴史クラブの三角貞一さんによる「長沼の歴史」(長沼の歴史と歴史的建造物)、地図ラーの会の小川順一さんと田中幸穂さんによる「千葉市の歴史を地形から見てみよう」(地形と歴史の深いつながり)のお話を聞いた後、9グループに分かれワークショップを実施、次の歴史と地図を重ねた企画を発表しました。

- ①川とまちと地形～都川再発見②加曾利貝塚をもっと知ろう③千葉の音楽とまつり④丹後堰の現状調査と活用⑤子ども達の未来へつなげる元気な千葉市のまちづくり⑥東金街道の探索⑦千葉神社へ通じる門前町をつくる⑧千葉市文化財を広く知ってもらおう⑨千葉と海運

どれか一つでも実現すると良いなとワクワクする3時間半でした。



### ■ 市民活動ステップアップ講座

#### 「クラウドファンディングの基礎と可能性」開催報告

2月24日(休日)の午後、クラウドファンディング(CF)をテーマとした講座を、当センターとしては初めて“オンライン方式”で開催しました。受講者はセンター会議室に集まり、遠隔地にいる講師の話を、インターネット回線を通して聞いたり、質疑応答を行ったりしました。



講師は、株式会社CAMPFIREの照井翔登さん。事前の打合せで「これは絶対役立つ講座になる！」と担当者が確信したとおり、CFの仕組みや歴史から、事例、またCFの捉え方や活用のポイントなど、多岐にわたる内容を、豊富なスライドを使って説明いただきました。

急遽、開催方式を変更せざるを得ない状況になったため、運営上の課題はありましたが、受講者からは「あやふやなイメージが解消できた」、「チャレンジしてみようと思える内容だった」など、前向きな感想を多くいただいたほか、事後に講師から「今後も貴センターとは連携していきたい」というありがたいお言葉もいただきました。

最後に、講師のお話で印象に残ったキーフレーズをいくつかご紹介します。

- CFはツールでしかない！資金を集める努力が必要。
- コト(何をするか)とモノ(何を得られるか)で訴求
- 主人公は誰なのか明確に！(旗を振る、発信する)
- 小さく始めて大きく育てる

### ミニコラム

## ちばさぽの風 vol.37

## NPO法人制度が“やさしく”なった？

NPO法人は、株式会社などと同列にある「法人格」の種類の一つです。法律に基づいて所轄庁に申請をし、認証を得た後、登記を行うことで法人格が与えられますが、権利が生じてメリットが享受できる一方で、義務も生じることになります。主な義務として、納税や法律に基づいた運営があります。ここ最近、条例の改正等により、義務(例えば必要な手続き)が軽減されるなど、NPO法人制度がやさしくなりつつあります。そのいくつかをご紹介します。

#### ○法人市民税が免除となります(要件あり)

千葉市市税条例の改正に伴い、千葉市が所轄庁のNPO法人については、「収益事業を行わない」という要件が付きませんが、法人市民税がこれまでの“減免”から“課税免除”となりました。手続き的には、これまで減免申請書等の提出が必要だったものが不要になります。今までは、要件を満たしていても申請を忘れると納税しなければならなかったのが、これはありがたい改正ですね。詳しくは、千葉市市民自治推進課の「NPO通信vol.6」をご覧ください(\*1)。

#### ○総会を“web会議”で開催できます

NPO法人は、必ず年に1回は総会を開催する義務があります。NPO法には、総会の決議(意思表示や委任)について、“電磁的記録(電子メール等)”を使うことが出来る

(\*1) [https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/npo/npo\\_tushin.html](https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/npo/npo_tushin.html)

(\*2) <https://www.npo-homepage.go.jp/news/coronavirus/coronavirus-qa>

(\*3) [https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/tokku\\_npo.html](https://www.city.chiba.jp/sogoseisaku/miraitoshi/tokku/tokku_npo.html)

旨が定められています。加えて、この度の新型コロナウイルス感染拡大を受け、総会をいわゆる“web会議システム”を利用して開催してもよいといった見解が、NPO法の所管官庁である内閣府より示されました。詳しくは、以下のHPにある「Q&A」の1をご覧ください(\*2)。このHPには、他にも新型コロナウイルスに係るQ&Aが掲載されており、内容も比較的頻繁に更新されています。国による支援策の情報も最近新たに掲載されました。

#### ○設立手続きの迅速化(縦覧期間の短縮)

千葉市では2016年より、国家戦略特区プロジェクトの一環として、NPO法人の設立手続きの迅速化が進められています。申請書類の縦覧期間と審査期間の短縮により、申請から認証までに必要な期間は、法律上は約90日ですが、千葉市においては約20日程度と大幅に短縮されました。設立だけでなく、定款変更の際に縦覧が必要なケースもあるので、その際にもこのメリットを享受できます。詳しくは、以下のHPを参照ください(\*3)。

今後、法律の改正や条例の制定等により、上記の内容が変わる可能性もあります。良い方向に変わって、よりNPO法人に優しく、またわかりやすく(易しく)なることを期待しています。(は)

